

窓口申請用

令和7・8年度 測量及び建設コンサルタント等業務 競争入札参加資格審査申請手続きの概要

安芸高田市企画部財政課

1 資格審査

安芸高田市が、令和7年度及び令和8年度に発注する測量及び建設コンサルタント等業務の一般競争入札及び指名競争入札（随意契約を含む。）に参加する者に必要な資格（以下、「入札参加資格」という。）の審査（以下、「資格審査」という。）を受けようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書及び添付書類（以下、「資格審査申請書等」という。）を以て、原則として電子により申請するものとし、やむを得ない場合に限り窓口申請を行ってください。

なお、利用者登録番号、電子入札用のICカードをお持ちの方及び県外業者（主たる営業所を県外に有する者）は、電子申請を行ってください。

2 資格審査申請書等の提出先及び提出期間

窓口申請を行えるのは、県内業者（主たる営業所を県内に有する者）のみです。

提出先	提出期間・受付時間
安芸高田市企画部財政課 入札・検査係 (受付場所：本庁第2庁舎2階 企画部財政課)	令和6年11月 1日 (金) から 令和6年11月22日 (金) まで 9:00~17:00 (土・日・祝祭日を除く)

※ 提出期間・提出先を間違えないよう、十分注意してください。

※ 受付期間を過ぎると受け付けることはできません。期間中に必ず申請してください。

(郵送の場合は提出期間中の消印有効です。)

3 申請資格

次の各号に該当する者は、入札参加資格審査を申請することはできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 「測量」分野を希望業務とする者で、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていない者
- (3) 「建築関係建設コンサルタント」分野のうち「建築一般」部門を希望業務とする者で、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていない者
- (4) 「その他」分野のうち「不動産鑑定」部門を希望業務とする者で、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定による登録を受けていない者
- (5) 直近2年間において、資格審査を申請する希望業務分野（測量、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務及びそ

の他)について、業務を行った実績(年間平均実績高の記載)のない者

(6) 資格審査の申請を行うときに、安芸高田市税の滞納がある者

(7) 資格審査の申請において重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実について申告を行わなかった者

(過去に虚偽の申請を行い、安芸高田市の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該取消しの日から24か月を経過している者を除く。)

(8) 次のアからウまでに掲げる届出の義務を履行していない者(届出の義務がない者を除く)

ア 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

イ 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務

ウ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務

建設業者等指名除外要綱により、安芸高田市の指名除外等の期間中である方も資格審査申請書等は提出できますが、資格認定を受けた場合も指名除外等の効力は継続します。

また、会社更生法による更生手続又は民事再生法による再生手続の手続中の方も資格審査申請書等は提出できますが、資格認定をしたときに営業不振による指名除外を行う場合があります。

なお、営業不振による指名除外を解除するためには、測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格再認定要領により再認定を受ける必要があります。(詳細は企画部財政課にお問合せください。)

※上記(1)～(8)の内容を十分に確認し、申請業種(分野・部門)及び内容をよく確認した上で申請してください。

4 入札参加資格の通知等

(1) 入札参加資格の通知

入札参加資格を認定したときは、申請者に通知します。

(2) 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、資格審査の申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行います。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和7年度及び令和8年度において再び入札参加資格の認定を受けることができません。また、令和9年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、入札参加資格の認定を受けることができません。入札参加資格の取消しを受けた者は、令和7年度及び令和8年度中に安芸高田市が発注する委託業務において再委託を受けることはできません。また、令和9年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、安芸高田市が発注する業務において再委託を受けることはできません。

(3) 入札参加資格の有効期間

この入札参加資格が認定された日から令和9年5月31日まで有効です。ただし、この資格は、有効期間以降においてもその年度における資格が認定されるまでは有効とします。

また、有効期間の始期については、令和7年6月1日を予定しています。

なお、有効期間内であっても、3の(2)～(4)の登録の取消し等により登録が無くなった場合は、当該部門の入札参加資格は失効します。

(4) 入札参加資格者名簿

入札参加資格の認定を行った場合は、測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿を作成し、本庁第2庁舎1階閲覧室及び安芸高田市のホームページに公表します。

5 提出書類一覧表（資格審査申請書等）

番号	提出請求等	申請者	注意事項等
	※様式が定められているものは、必ず所定の様式で提出してください。	県内業者	
1	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書 【様式第1号】	○	
2	営業所一覧表 【様式第2号】	○	・契約締結権限等を委任する営業所のみ記載して提出。 ※営業所がない場合も印刷して提出する。
3	希望業務実績調書 【様式第3号】	○	・「13」の現況報告書の副本の写し（国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限る。）の提出があれば、省略可。ただし、「13」の現況報告書に記載以外の分野のものは省略できないため、別途作成。
4	国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号その3、その3の2、その3の3のいずれかによる納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し	○	<ul style="list-style-type: none"> ・「電子納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）の電子データを保存したCDを提出すれば不要。 ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・消費税及び地方消費税の免税事業者であっても、「納税証明書その3」は発行されます。 ・納税証明書は、納税地を管轄する税務署で発行され、原則即時交付されます。（他の税務署では発行されません。） ・e-Taxを御利用の場合は、所轄の税務署にe-Taxを利用して納税証明書を交付請求することができ、窓口での待ち時間が短縮できます。 ・納税証明書は、証明手数料として交付請求書に400円（e-Taxで交付請求の場合370円）が必要です。 ・納税証明書についての問い合わせは、最寄りの税務署にしてください。 ・国税庁のページ（納税証明書の交付請求手続）を参照してください http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm
5	法人…直前1年の事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」 個人…直前1年の事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」	○	<ul style="list-style-type: none"> ・「13」の現況報告書の副本の写し（国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限る。）の提出があれば、省略可。 ・資格審査申請書等を提出する日までに直前1年の事業年度の財務諸表の調製が完了していない場合は、直前1年の事業年度の前年度の財務諸表を提出。
6	法人……登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し	○	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・「13」の現況報告書の副本の写し（国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限る。）の提出があれば、省略可。
7	誓約書 【様式第4号】	○	

8	安芸高田市税について滞納がないことを市長が証した書面（写し不可）	△	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・安芸高田市内に営業所等がないなどのため、安芸高田市に税金を納める必要のない場合には不要。様式第1号の「安芸高田市税の納税義務の有無」欄に記入してください。 ・納税証明書は、証明手数料として350円が必要です。
9	委任状（写し不可） 【様式第5号】	△	<ul style="list-style-type: none"> ・安芸高田市との契約締結権限を有する営業所（一つだけ）への委任状を提出。
10	健康保険、厚生年金保険、雇用保険（以下「社会保険等」という。）の加入状況を確認できる書類の写し（社会保険等に加入義務がない場合又は適法に他の保険に加入している場合を除く）	△	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険及び厚生年金保険 保険料を納付したことを証する書面、被保険者資格取得確認又は標準報酬決定通知書、被保険者報酬月額算定基礎届、その他健康保険及び厚生年金保険への加入が確認できる書類（年金事務所の收受印のあるもの）のいずれかの写し（いずれも直近1年間以内の日付のもの） ・雇用保険 概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面、労働保険概算・確定保険料申告書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険被保険者証（被保険者のうち、測量及び建設コンサルタント等業務に従事する職員全員分）、その他雇用保険への加入が確認できる書類（労働局の收受印のあるもの）のいずれかの写し（いずれも直近1年間以内の日付のもの）
11	申出書 【様式第6号】	△	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険等に加入義務がない場合又は適法に他の保険に加入している場合のみ提出。
12	測量業者登録証明書、建築士事務所登録証明書、土地家屋調査士登録証明書、計量証明事業者登録証明書、不動産鑑定業者登録証明書、司法書士登録証明書の写し	△	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。
13	建設コンサルタント現況報告書、地質調査業者現況報告書、補償コンサルタント現況報告書の副本の写し	△	<ul style="list-style-type: none"> ・土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務について、それぞれ国土交通大臣の定めた登録規程による登録業者であり、申請書の「18 法令等の登録等の有無」の欄に入力した場合に必要。 ・「13」の現況報告書の副本の写し（国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限る。）の提出があれば、「3」の希望業務実績調書、「5」の財務諸表等及び「6」の登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写しについては省略可。ただし、「3」の希望業務実績調書については「13」の現況報告書に記載以外の分野のものは省略できないため、別途作成。
14	I S O9001の認証取得を示す登録証及び附属書の写し	△	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県内にある営業所が、認証取得している者のみ提出。
15	C P D内訳書 【様式第7号】	△	<ul style="list-style-type: none"> ・「16」～「18」の書類のいずれかを提出する場合に必要。

16	測量系C P D協議会の測量C P D制度における県内の営業所に所属する技術者の前年度及び前々年度の学習単位数について測量系C P D協議会が証する書面（協議会様式4（団体用））の写し	△	<ul style="list-style-type: none"> ・学習単位を取得した技術者を<u>広島県内の営業所等</u>に有している者のみ提出。 ・証明書に所属する会社等が記載されていない場合は雇用関係を確認できる書類（健康保険証等）を添付してください。 ・前年度及び前々年度…令和6年11月に申請する場合、R4. 4. 1～R6. 3. 31
17	建築C P D運営会議の建築C P D（継続能力／職能開発）情報提供制度における県内の営業所に所属する技術者の前年度及び前々年度の認定時間数について、建築C P D運営会議が証する書面（建築C P D運営会議様式3-3）の写し	△	<ul style="list-style-type: none"> ・学習時間を認定された技術者を<u>広島県内の営業所等</u>に有している者のみ提出。 ・証明書に所属する会社等が記載されていない場合は雇用関係を確認できる書類（健康保険証等）を添付してください。 ・前年度及び前々年度…令和6年11月に申請する場合、R4. 4. 1～R6. 3. 31
18	建設系C P D協議会加盟団体の継続教育制度（C P D）における県内の営業所に所属する技術者の前年度及び前々年度の学習単位数について当該団体が証する書面の写し	△	<ul style="list-style-type: none"> ・学習単位を取得した技術者を<u>広島県内の営業所等</u>に有している者のみ提出。 ・安芸高田市の様式指定はありません。建設系C P D協議会に加盟する団体から、必要事項（氏名、期間、学習単位数）を確認できる証明書の交付を受け、提出してください。 ・証明書に所属する会社等が記載されていない場合は雇用関係を確認できる書類（健康保険証等）を添付してください。 ・前年度及び前々年度…令和6年11月に申請する場合、R4. 4. 1～R6. 3. 31
19	障害者雇用義務のある者：障害者雇用状況報告書（障害者の雇用割合が法定雇用率2.5%以上であること）の写し 雇用義務のない者：障害者の雇用状況を確認できる書類（障害者手帳等）の写し	△	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用義務の有無を確認のうえ、欄外の「注1 障害者の雇用状況について」の要件を満たす場合のみ、提出書類を提出してください。 <p style="text-align: right;">注1</p>
20	消防団協力事業所表示制度認定証明書の写し 【広島県様式】	△	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・「消防団協力事業所表示制度認定証明依頼書兼証明書」により、認定した各市町担当課が発行した証明書を提出してください。
21	協力雇用主登録証明書の写し 【広島県様式】	△	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・「協力雇用主登録証明書交付申請書兼証明書」により、広島保護観察所（TEL082-221-4651）が発行した証明書を提出してください。 ・証明書発行の申請方法は、<u>郵送のみ</u>です。（窓口での申請不可） 交付申請書に必ず返信用封筒（宛先記入・110円切手貼付）を同封し、次の宛先まで郵送により申請してください。 〒730-0012 広島市中区上八丁堀2-31広島法務総合庁舎内 広島保護観察所 処遇部門 宛
22	暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録を証する書面の写し	△	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・証明書の発行については、公益財団法人暴力追放広島県民会議（TEL082-511-0110）にお問い合わせください。

（○印は、提出が必須なものを示し、△印は該当する場合に提出が必要なものを示す。）

注1 障害者の雇用状況について

雇用義務の有無	要件	提出書類
・障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定により、第2条第1項に規定する障害者（以下「障害者」という。）を雇用する義務のある者	・障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）第9条に規定する障害者雇用率（2.5%）を達成した者	・障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第8条の規定により公共職業安定所長へ報告した障害者雇用状況報告書（事業主控）の写し
・障害者を雇用する義務のない者	・障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用している者	・障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類(①②両方必要、ともに写しで可) ①本人の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保険福祉手帳 ②本人の健康保険証等

6 提出方法及び注意事項等（窓口申請）

(1) 提出部数

資格審査申請書等 1部

110円切手 1枚（資格認定通知の郵送に使用します。）

(2) 提出方法

郵送または持参してください。

(3) 注意事項

ア 資格審査の申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった場合には、競争入札参加資格を認定しないことがあり、また、認定を受けた後でそれらの事実が判明した場合は、認定を取り消すことがありますので十分注意してください。

イ 受付後に申請内容を確認するため、連絡することがありますので、提出した資格審査申請書等の控えを1部作成し、様式第1号に記入する申請事務担当者が保管してください。

ウ 提出書類の中で写し等を提出する場合には、複写機による鮮明なものとし、A4版に調製したものを提出してください。

エ 提出書類については、5の「提出書類一覧表」の順に「ヒモ綴じ」してください。

ファイル等に綴じないでください。（ホッチキス留めは厳禁です。）

オ 申請の内容については、公表しますので、ご了承ください。（ただし、「協力雇用主の登録または暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所の登録」の有無については公表しません。）

7 入札参加資格審査申請書の入手方法

入札参加資格審査申請書は、「安芸高田市のホームページ」から入手してください。

○ 安芸高田市のホームページ

https://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/soumu_soumu/nyuusatsu_shinsa/

※「入札参加資格審査申請」>「令和7・8年度入札参加資格審査申請の当初受付のご案内」内にあります。

8 個人情報の保護

提出された個人情報は、入札参加資格の審査の目的に利用し、その他の目的では利用しません。

入札参加資格審査の申請に係る業務分野について

業 務 分 野	業 務 部 門
測量	測量一般
	地図の調整
	航空測量
建築関係建設コンサルタント	建築一般
	意匠
	構造
	暖冷房
	衛生
	電気
	建築積算
	機械設備積算
	電気設備積算
	調査
地質調査	地質調査
補償関係コンサルタント	土地調査
	土地評価
	物件
	機械工作物
	営業・特殊補償
	事業損失
	補償関連
	総合補償
土木関係建設コンサルタント	河川・砂防及び海岸・海洋
	港湾及び空港
	電力土木
	道路
	鉄道
	上水道及び工業用水道
	下水道
	農業土木
	森林土木
	水産土木
	廃棄物
	造園
	都市計画及び地方計画
	地質
	土質及び基礎
	鋼構造及びコンクリート
	トンネル
	施工計画・施工設備及び積算
	建設環境
	機械
電気電子	

その他	不動産鑑定
	登記手続等
	その他